

外郭団体に関する特別委員会資料

令和4年度
公益財団法人こうべ市民福祉振興協会
事業概要

福祉局

目 次

I	協会設立の趣旨	3
II	協会の概要	4
1	名 称	4
2	所在地	4
3	設立年月日（許可・登記）	4
4	基本財産	4
5	機 構	4
6	職 員 数	5
7	評議員・役員	5
III	定 款	7
IV	令和3年度事業報告	16
1	事業報告	16
2	事業別資金収支計算書	26
3	正味財産増減計算書	27
4	貸借対照表	28
5	財産目録	29
6	事業別収入明細書	30
7	事業別支出明細書	31
8	財務状況	32
V	令和4年度事業計画	33
1	事業計画	33
2	経営改善の取り組み状況	41
3	事業別資金収支予算書	44
4	予定正味財産増減計算書	45
5	予定貸借対照表	46
6	事業別予定収入明細書	47
7	事業別予定支出明細書	48
VI	令和3年度主要事業計画・実績比較表	49
VII	主要事業の推移（令和元年度～令和3年度）	50
	参 考 資 料（所管施設の概要）	51

I 協会設立の趣旨

神戸市は、昭和52年1月、市民の総意に基づき「神戸市民の福祉をまもる条例」を制定した。

この条例は、市民福祉の理念を確立し、市民福祉の向上に果たすべき市、事業者及び市民のそれぞれの役割と責務を明らかにするとともに、福祉都市づくりの総合的推進を目指したものである。

本協会は、「神戸市民の福祉をまもる条例」の制定の理念を遵守し、神戸市民の福祉の向上に寄与するために昭和53年9月に任意団体として設置され、その後種々の事業を進め、昭和56年6月1日「財団法人こうべ市民福祉振興協会」として発足したものである。

平成9年4月1日には、(旧)財団法人神戸市年金福祉協会との統合を行い、福祉施設等の総合的・一体的な運営を図ることにより、市民サービスの向上ひいては市民福祉の推進に努めてきた。

公益法人制度改革に伴い平成25年4月1日に公益財団法人に移行した後も、上記の設立趣旨に沿い、より一層質の高い市民サービスの実施に努めている。

Ⅱ 協会の概要

1 名称 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

2 所在地 神戸市北区しあわせの村1番1号

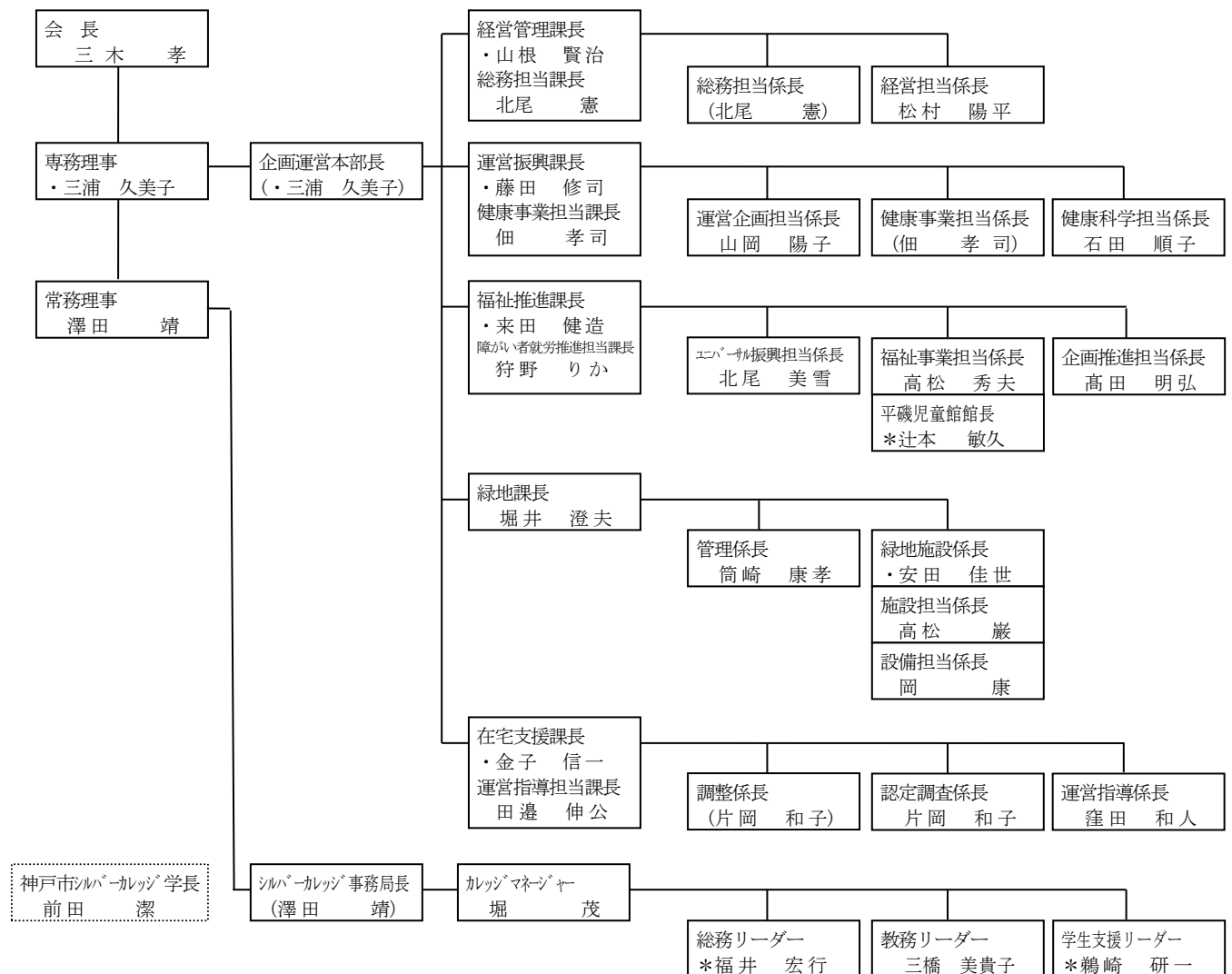
3 設立許可 昭和56年6月1日

設立登記 昭和56年6月1日

公益財団法人移行登記 平成25年4月1日

4 基本財産 410,000千円（神戸市100%出捐）

5 機構



・は市派遣職員，*は神戸市再任用職員を示す

6 職員数（役員を除く）

令和4年7月1日現在

区 分	課 長	係 長	係	計
企 画 運 営 本 部	9 (4)	13 (2)	92 (-)	114 (6)
シルバーカレッジ 事 務 局	1 (-)	3 (2)	5 (-)	9 (2)
合 計	10 (4)	16 (4)	97 (-)	123 (8)

() は、市派遣職員数内書（再任用職員含む）

7 評議員・役員

令和4年7月1日現在

評 議 員

役 職	氏 名	現 職 名
評 議 員	大 辻 正 忠	一般社団法人神戸市老人クラブ連合会理事長
評 議 員	谷 村 誠	兵庫県社会福祉法人経営者協議会会長
評 議 員	種 池 寛	兵庫県福祉部次長
評 議 員	玉 田 敏 郎	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会理事長
評 議 員	津 田 佳 久	神戸商工会議所常務理事
評 議 員	福住 美彌子	神戸市民生委員児童委員協議会副理事長
評 議 員	堀 本 仁 士	一般社団法人神戸市医師会会長
評 議 員	松 端 信 茂	神戸市知的障害者施設連盟会長
評 議 員	森 下 貴 浩	神戸市福祉局長
評 議 員	山 口 康 志	神戸労働者福祉協議会事務局長
評 議 員	山 本 孝 子	一般社団法人神戸市婦人団体協議会会長

役 員

役 職	氏 名	現 職 名
会 長[代表理事]	三 木 孝	
専務理事[業務執行理事]	三 浦 久 美 子	
常務理事[業務執行理事]	澤 田 靖	
理 事	金 山 千 広	立命館大学産業社会学部教授
理 事	古 和 久 朋	国立大学法人神戸大学大学院保健学研究科教授
理 事	武 田 良 彦	公益財団法人神戸新聞厚生事業団専務理事
理 事	西 垣 千 春	神戸学院大学総合リハビリテーション学部教授
理 事	西 田 勉	公益財団法人神戸YMCA常勤理事
理 事	羽 原 好 一	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団常務理事兼事務局長
理 事	大 寺 直 秀	一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団常務理事
理 事	水 野 ひろみ	元神戸市PTA協議会副会長

監	事	酒 井 俊	株式会社三井住友銀行公務法人営業第二部副部長
監	事	瀨 尾 文 洋	税理士

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市の市民、事業者及び市がそれぞれ有する人材、資力、その他の福祉資源を総合的に活用することによって、市民福祉を振興するための事業を創造し、かつ、推進し、もって市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民福祉意識の啓発
- (2) 市民の福祉活動の振興
- (3) 高齢者や障がい者の社会参加の支援
- (4) 市民福祉事業の調査研究及び開発
- (5) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」の総合的管理運営及び同村における市民福祉事業の企画及び実施
- (6) 市民福祉施設の管理運営
- (7) 介護保険法に基づく要介護認定調査業務等の実施
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、神戸市を中心とした兵庫県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載

した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長（第 21 条に規定する会長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第 9 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

（評議員の定数）

第 10 条 この法人に評議員 7 名以上 12 名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第 11 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において

選任する。

- (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
- (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が70万円を超えない範囲で、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席評議員のうち、その会議において選出された2名及び議長が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち、2名以内を副会長とすることができる。

4 会長及び副会長以外の理事のうち、1名を専務理事とし、2名以内を常務理事とすることができる。

5 第2項の会長及び第3項の副会長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副会長が2名あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、その職務を行う。

4 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(賠償責任の免除又は限定)

第27条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

2 この法人は、前項の賠償責任について、外部理事又は外部監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、金0円以上であらかじめ法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、外部理事又は外部監事と締結することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等とし

て支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(顧問)

第 29 条 この法人に 5 名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営について、意見を述べ、又は助言することができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。
- 5 顧問には、費用を弁償することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長及び副会長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 前条第 2 項及び第 3 項の場合においては、理事会の議長は、出席した理事の互選による。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解 散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委 任)

第41条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

今井 鎮雄	小寺 隆	妹尾 美智子	板東 慧
堀井 説也	真木 高司	松村 英洋	森脇 潤
山下 晃	雪村 新之助		

- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げるものとする。
 笠井 隆一 梶本 日出夫 渋谷 和久 中西 光政
 新野 幸次郎 松島 秀明 南本 伸一 村上 豪英
 保田 茂 和田 一行
- 5 この法人の最初の会長、副会長及び常務理事は、次に掲げる者とする。
 会 長 新野 幸次郎
 副 会 長 梶本 日出夫
 常務理事 南本 伸一 松島 秀明
- 6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げるものとする。
 高田 實 藪脇 直樹
- 7 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規程、規則等は移行後もその効力を有するものとする。

附 則

この定款は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 基本財産（第 5 条関係）

財産種別	物量等
有価証券等	4 億 1 千万円

IV 令和3年度事業報告

1 事業報告

【公益目的事業】

(1) 市民の福祉意識の啓発並びに福祉活動の普及及び助長

福祉資源としての市民の有する力のさらなる活用を図るため、市民に対する福祉意識の啓発や市民の福祉活動を振興する事業を実施した。

ア 市民の福祉意識の啓発を図る事業

(ア) 市民福祉情報の発信

市民福祉への理解を深めることを目的に、全市的な福祉・健康に関する情報や、当協会及びしあわせの村を運営する共同事業体が展開する事業を広く紹介する「しあわせの村ホームページ」等のWEBサイトのリニューアル及びWEB・SNSによる情報発信を行った。

(イ) ユニバーサルデザイン（UD）の普及啓発

ユニバーサル社会の実現を目指し、神戸市のユニバーサルデザイン(UD)のあり方を実践・発信する拠点としてUDの推進に取り組み、その成果を広く全市に発信していくための事業を実施した。

市民の思いやりの心を育み、福祉についてさまざまな角度から学ぶための機会づくりを目的に、学校・地域団体等を対象に、障がい者を理解するための体験やしあわせの村におけるあらゆる利用者に配慮した取り組み等（UDスポット）の紹介などしあわせの村の資源を活かした「ユニバーサル体験学習」を実施した。

さらに、市内の小学校を対象とした「UD出前授業」、出前授業の市民講師を務めるサポーターの活動の場である「UD広場」の支援などの取り組みを引き続き行うとともに、これまでの「夏休み親子UD体験教室」を障がい当事者の講話、車いすの体験、視覚障がい者体験及びUDグッズの紹介からなる「親子体験学習」に変更し実施した。

また、これまでの「こうべユニバーサルデザインフェア」を「しあわせの村ユニバーサルフェスタ」に変更し、体験型のイベントとして実施した。

- a 親子体験学習 [参加者数] 親子10組 20名
- b ユニバーサル体験学習 [参加者数] 808名 (17団体)
- c UD出前授業 [訪問学校数] 51校 [参加者数] 3,720名
- d こうべUD広場 [実施回数] 9回 [参加者数] 延92名
- e しあわせの村ユニバーサルフェスタ [参加者数] 約1,800人

(ウ) 聴覚・視覚障がいへの理解

ソーシャルインクルージョンの実現を図るため、聴覚・視覚障がいについて市民の理解を深めるとともに、コミュニケーションの大切さを多くの市民が理解できるよう、手話及び点字の講座を行った。

手話講座においては令和3年度からは入門課程・基礎課程の講座に替えて、各講座の修了者を対象とした「フォローアップ講座」を新たに開講し、復習の機会を提供した。

さらに、小学生を対象に単発講座ではなく連続講座を通じて、聴覚障がい者への理解をより深めることを目的とした「こども手話講座」を新たに実施した。

a 手話講座（入門課程フォローアップ講座） [実施回数] 全12回 [受講者数] 19人
（基礎課程フォローアップ講座） [実施回数] 全10回 [受講者数] 32人

b 点字講座 [実施回数] 1期・全35回
[受講者数（修了者数）] 9人（9人）

c 短期手話講習会 [実施回数] 1期・全4回
[受講者数] 48人（2クラス開講）

d こども手話講座 [受講者数] 18人

e 夏休みこども手話教室 中止

(エ) 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への神戸市代表選手の派遣

令和3年度は「こうべ長寿祭」「全国シルバー合唱コンクール」「ふれあいウォークラリー」を中止するとともに、「全国健康福祉祭ぎふ大会」が中止となったため、神戸市代表選手団の派遣は行わなかった。

美術作品展 [実施期間] 9月30日～10月3日 [出展作品数] 191点

イ 市民の福祉活動の振興

市民活動の活性化による福祉都市神戸の創造のため、福祉団体をはじめとするさまざまな団体が、市民の交流を目的としてしあわせの村で実施した「チャレンジド・ドローン講習会」や「パーキンソン病患者家族交流会」など、神戸市民の福祉の発展・向上に資する活動に対する支援を行った。

ウ 市民福祉事業の調査研究及び開発

福祉を取り巻く社会情勢の変化により新たに生じるニーズに対応するとともに、「しあわせの村リニューアル検討有識者会議」から出された提言の実現を目指し、先駆的・創造的な市民福祉事業の調査研究及び開発に取り組んだ。

(ア) 健康寿命延伸の促進

a 「しあわせの村健康倶楽部」の運営

神戸市民の健康寿命延伸、認知症神戸モデルの推進を目的に、コロナ禍による高齢者の出控えに対する介護・認知予防対策の一つとして、しあわせの村の施設の有効活用にも取り組みながら、「しあわせの村健康倶楽部」の運営を行った。また、会員から収集した「健康データ」と、神戸市の健康アプリケーション「マイコンディションKOBE」との連携を図り、会員の同意のもと研究者にデータを提供することにより、その検証結果が神戸市民全体の健康づくりに役立てられることも目指した。

(a)健康増進セミナー [実施回数] 5回 [参加人数] 146人

(b)測定会&体験会 [実施回数] 2回 [参加人数] 47人

(c)登録会員数 311人（令和4年3月末時点）

b 認知症・フレイル予防の推進

神戸市の介護予防事業として「市民サポーターによるフレイルチェック会」を実施した。

[実施回数] 7回

(イ) 「KOBE しあわせの村ユニバーサルカレッジ」の運営（文部科学省受託事業）

学校卒業後の障がい者が幅広い分野の講義を受講し、興味関心の幅を広げる様々な教養を身に付けるとともに、クラブ活動や世代間交流行事を通じて、主体性を育み、仲間づくりを実現することを目的に、文部科学省からの受託により「KOBE しあわせの村ユニバーサルカレッジ」を新たに開講した。

[実施回数] 6回 [受講者数] 30人

(ウ) 移動型バリアフリートイレ開発に向けた実証実験の実施

包括連携協定を締結している神戸学院大学の協力により、トヨタ自動車株式会社が開発に取り組む移動型バリアフリートイレ(モバイルトイレ)について、学識者による研究グループの参画も得ながら、しあわせの村において実証実験を実施した。

[実施回数] 3回

(エ) 「こうべ医療者応援ファンド」の運営

令和2年度に創設した新型コロナウイルス感染症患者の治療等にあたる医療従事者を応援する基金「こうべ医療者応援ファンド」の運営を引き続き行った。

積極的なPRと募金受け入れとともに、有識者で組織する「ファンド配分委員会」が支援金の配分先及び配分額を決定し、医療機関等を通じて医療従事者に対する手当の加算等の勤務環境の改善に充てられた。

令和3年度は神戸市のふるさと納税を通じて6,870万4千円の寄付をいただいた。

[寄付金受入額] 1億2,261万5,466円

[医療機関への支援金配分額] 1億6,008万円

(2) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」をはじめとする市民福祉施設の管理運営

市民の心身の健康や福祉の増進を図るための市民福祉施設において、施設の管理運営を通じて、市民福祉の向上を目指す事業を実施した。

特に「しあわせの村」においては、共同事業体及び村内施設と連携し、「神戸市民の福祉をまもる条例」の基本理念である「自立と連帯」の実現を目指し、高齢者・障がい者をはじめとするすべての市民が、あたたかいふれあいの中で思いやりや助け合いのこころを育み、「つどい」・「楽しみ」・「学び」・「憩う」ことができるよう運営の充実を図った。

さらに、withコロナ時代を見据え、市民の施設に対するニーズの変化などに対応しながら市民相互の新たな交流の場や賑わいづくりに取り組んだ。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を大きく受けた前年度の利用実績と比較すると持ち直しつつあるものの、宿泊施設などは感染拡大前の水準を大きく下回る結果となった。

(しあわせの村利用状況)

	利用者数	
入村者数	1,678,500人	
施設利用者数	708,723人	
	宿泊施設	23,668人
	温泉	133,341人
	屋内運動施設	175,516人
	屋外運動施設	333,970人
	研修館等	42,228人
イベント等	22,198人	

(緊急事態宣言発令(県休業要請等)にともなう施設の対応状況)

	緊急事態宣言発令期間	
	令和3年4月25日～6月20日	令和3年8月20日～9月30日
宿泊施設	本館：4/30～6/20休業 たんぽぽ：4/25～6/20休業 あおぞら：4/27～6/20休業	営業
温泉	4/25～5/11休業	時短営業
屋内運動施設	4/25～5/11休業	時短営業
屋外運動施設	営業(一部時短)	営業(一部時短)
研修館	4/25～5/11休業 5/12～時短営業	時短営業

ア 高齢者・障がい者が主役の村づくり

(ア) 関係機関と連携した“しごと”創出の基盤づくり

村内における障がい者の就労を一層進めるため、令和2年度に開設した「しあわせの村実習受け入れセンター」を起点として、神戸市教育委員会や特別支援学校、しごとサポート等と協力し、村内事業所における実習実施のためのマッチングやサポートを拡充した。

- a 職場体験実習 [受入施設数] 4施設 [受入人数] 25人
- b 農業体験 [参加施設数] 6施設 [参加人数] 延310人

(イ) 障がい者事業所製品の販売支援

障がい者施設製品の紹介・販売の場である「はっぴねすコーナー」(本館・宿泊館1階コンビニエンスストアと併設)について、出店施設数の増加に伴い商品が充実してきたこともあり、今後の販売支援拡充に向けて販売の拠点となる同コーナーの改修を行った。

また、村内障がい者施設による「缶バッチ☆マグネット製作隊」の受注・販売活動の支援を引き続き行った。

- a はっぴねすコーナー売上額 3,268千円

- b はっぴねすコーナー出店施設 36団体
- c 缶バッチ☆マグネット製作隊受注実績 10,540個
- (ウ) 「KOBE しあわせの村ユニバーサルカレッジ」の運営（再掲）
- (エ) 神戸市シルバーカレッジの運営

高齢者の豊かな経験を活かして自らの可能性を拓き、その成果を社会へ還元することを目指し、高齢者に学習や実践活動の場を提供するため、健康ライフ（健康福祉）、国際交流・協力、生活環境、総合芸術の4つのコースを設け、コース別の専門授業や社会貢献などの共通授業、スポーツ授業を実施するとともに、学生のボランティア活動や地域交流活動などの社会貢献活動に対する支援・協力を行った。

[令和3年度入学者数] 259人(うち、再入学者数 49人)

[令和3年度末在籍学生数] 798人

健康ライフ（健康福祉）コース	115人
国際交流・協力コース	168人
生活環境コース	149人
総合芸術コース（4専攻）	366人

- (オ) 「NPO法人社会還元センターグループわ」との連携

神戸市シルバーカレッジの卒業生の社会貢献活動の機会を広げるため、「NPO法人社会還元センターグループわ」と連携し、当協会が実施する村内事業に対して企画段階からの参画を得て、しあわせの村の魅力向上を図った。

- a わいわいストリート 中止
- b 夏休み工作塾 [実施日] 8月7日 [参加者数] 124人
- c ビバ・ハロウィン「こうべっこひろば」
[実施日] 10月30日 [来場者数] 1,309人
- d 「KOBE しあわせの村ユニバーサルカレッジ」の運営
- e 「しあわせの村健康倶楽部」の運営

- (カ) 東京パラリンピック・世界パラ陸上等に向けた支援

パラスポーツや障がい者スポーツに対する理解を深めるため、神戸市が主催する「東京2020パラリンピック聖火リレー 聖火フェスティバル(聖火ビジット)」へ参画するとともに、「パラスポーツ王国HYOGO & KOBE 夢プロジェクト2021」を実施した。また、東京オリンピックに出場するフランス体操代表選手団の事前合宿に伴うしあわせの村での宿泊（7月11日～7月20日）を支援した。

- a 東京2020パラリンピック聖火リレー 聖火フェスティバル（聖火ビジット）
[開催日] 8月15日 [参加者数] 200人
- b パラスポーツ王国HYOGO & KOBE 夢プロジェクト2021
[開催日] 11月3日 [参加者数] 3,800人

- (キ) パラスポーツの普及拡大

障がい者の健康増進、心身機能の維持・向上や生きがいを目的に、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会と連携し、各種スポーツ教室や障がい者と健常者がスポーツを通じて相互理解を深めることを目的とした交流イベントを実施した。

また、公益財団法人日本パラスポーツ協会が主催する全国の障がい者スポーツ指

導者を対象とした研修会に共催団体として研修会場の提供及び運営協力を行った。

a 障がい者スポーツ教室

〔実施種目〕 水泳、卓球、親子運動、テニス、アーチェリー、ニュースポーツ

〔実施回数〕 水泳、卓球、親子運動 年3期（春期は単発講座で開催）

テニス 年6期

アーチェリー 年4期

ニュースポーツ 毎月

〔受講者数〕 497人

b スポーツ交流イベント

(a) パラスポーツ王国HYOGO & KOBE 夢プロジェクト2021（再掲）

〔実施日〕 11月3日 〔参加者数〕 3,800人

(b) トレイルオリエンテーリング

〔実施日〕 11月21日 〔参加者数〕 121人

(c) ふれあいラン

〔実施日〕 1月10日 〔参加者数〕 9組28人

(d) シッティングバレーボール大会

〔実施日〕 3月6日 〔参加者数〕 8チーム66人

(e) ふれあい卓球大会

〔実施日〕 3月20日 〔参加者数〕 61人

c 第16回障がい者スポーツ指導者全国研修会

〔実施日〕 12月11日、12日 〔参加者数〕 502人（現地152人、WEB350人）

(ク) こころのアート展・こころのアートギャラリー

障がい者の芸術作品の魅力を広く社会に発信し、活動の場を拓くため、芸術活動に取り組む障がい者を県内から公募し、作品展を実施するとともに、「こころのアートギャラリー」（本館・宿泊館2階）において、過去の出展者の作品を展示する「十人十色展」を実施した。さらに、神戸旧居留地エリアの企業等の協力を得て、エリアを散策しながら作品を鑑賞する「神戸旧居留地こころのアート展」を令和2年度に引き続き実施した。

a 第10回こころのアート展

〔実施期間〕 12月16日～1月16日 〔来場者数〕 2,893人

b 十人十色展

〔実施回数〕 4回

c 神戸旧居留地こころのアート展

〔実施期間〕 3月8日～3月21日 〔作品展示場所〕 11カ所

イ あらゆる子どもの成長支援

(ア) 野外活動を通じた支援

a しあわせの村×YMCA 森の学校

当協会が包括連携協定を締結している公益財団法人神戸YMCAと連携し、野外活動での体験から仲間の大切さや自ら考えて行動する力を養うことを目指した「しあわせの村×YMCA 森の学校」を市内の小学生・中学生を対象に実施し、子どもの

野外活動を通じた学びや体験の機会を提供した。

〔実施回数〕 全9回 〔参加者数〕 29名

b 家族で楽しむキャンプ入門

障がいのある児童とその家族が、野外でのキャンプやレクリエーション活動を楽しめるきっかけを提供することにより、家族の交流を図ることを目的に「家族で楽しむキャンプ入門」を実施した。

〔実施回数〕 2回 〔参加者数〕 45組 221人

(イ) のびのび運動ひろば

これまでの「発達の気になる子の体験ひろば」について、専門家や専門機関と連携を図り、指導・助言を受けプログラムの見直しを行ったうえで、発達の気になる児童が運動への意欲や達成感を持てるようにすることを目指したプログラムとして、新たに「のびのび運動ひろば」を実施した。

〔対象〕 発達の気になる小学1年生・2年生

〔実施回数〕 6回 〔参加者数〕 65人

〔専門委員会委員〕 神戸市総合療育センター診療所長 高田 哲 氏
関西学院大学教育学部准教授 松井 学洋 氏
神戸大学医学部保健学研究科助教 山本 暁生 氏

(ウ) 親子・世代間交流の場の提供

「グループわ」と連携し、「わいわいストリート（昔あそび体験）」、「夏休み工作塾（創作活動体験）」、「ビバ！ハロウィン（季節の子ども向けイベント）」などの世代間交流を通じた子育て支援事業を、企画段階から参画を得て実施した。

(再掲)

a わいわいストリート 中止

b 夏休み工作塾 〔実施日〕 8月7日 〔参加者数〕 124人

c ビバ・ハロウィン「こうべっこひろば」

〔実施日〕 10月30日 〔来場者数〕 1,309人

(エ) 子育て支援駐車料金無料化

神戸市が進める子育て支援施策として、18歳未満の子どもとともにしあわせの村を利用した場合に、普通車駐車料金の無料化を引き続き実施した。

〔子育て支援無料化台数〕 110,095台

ウ しあわせの村の活性化

(ア) 「しあわせの村会議」の運営

共同事業体及び村内施設等で構成する「しあわせの村会議」において、日常的な相互支援体制の確立や今後の村のあり方の検討・実践等を進めるため、各分野の専門家を招いた研修会の開催などを通じて村全体での福祉課題の解決を目指した。

〔実施回数〕 4回

(イ) 発信力の強化

「しあわせの村広報部会」において広報媒体の現況を検証するとともに、SNSなどの広報手段の活用など今後のしあわせの村の広報のあり方について検討した。

さらに、「しあわせの村ホームページ」をリニューアル（再掲）し、発信力の強化を図った。

また、しあわせの村の利用者の意見をさまざまな改善等に反映させるため、入村者アンケート調査を引き続き実施した。

[有効回答数] 1,450件

(ウ) 市民交流事業

a しあわせの村ユニバーサルフェスタ（再掲）

b しあわせの村まつり

3年度は中止する一方、「しあわせの村まつり実行委員会」において今後のまつりのあり方について検討した。

c 神戸市混声合唱団によるコンサート

(a) しあわせコンサート [実施日] 1月16日 [参加者] 90人

(b) フィルムコンサート

2年度に作成したコンサート動画を放映するフィルムコンサートを実施

[実施日] 7月21日～8月30日（本館・宿泊館）

10月9日（にこにこハウス医療福祉センター）

d 村の魅力ある自然環境を楽しむ

日本庭園をはじめとするしあわせの村の公園施設を活用し、豊かな自然環境を体感しながら魅力を感じることができるイベントを実施した。

(a) 夜桜ライトアップ 中止

(b) 植物散策会

[実施日] 7月4日 [参加者数] 17人

(c) 緑のオリエンテーリング

[実施日] 10月9日 [参加者数] 藍染体験 54人 クイズラリー 98人

(d) 脱穀体験会

[実施日] 10月24日 [参加者数] 50人

(e) 紅葉ライトアップ

[実施日] 10月29日～11月14日 [来場者数] 4,412人

(f) イルミネーション

[実施日] 11月19日～2月13日

(g) ユニバーサル農園活動

「ユニバーサル農園」において、レクリエーションや障がい者の機能回復等を目的として、村内の福祉施設の高齢者、障がい者及び児童に野菜の栽培や収穫等の農園活動の体験機会を提供した。

[参加団体数] 7団体 [参加人数] 延1,384人

(エ) 総合的な維持管理

a しあわせの村を訪れるだれもが安全・安心・快適に利用できるよう、施設の保守・修繕や警備、無料巡回バスの運行等の総合的な維持管理を行った。

b 一年中花を見ることができ、市民の憩いとリフレッシュの場として人気が高い緑地について引き続き快適な空間として利用いただけるよう維持管理を行った。

c だれにでもやさしい村づくりを進めるため、研修館トイレのUD改修にあわせて歩導マットを追加敷設するとともに、来村者が利用しやすいよう「はっぴねすコーナー」（本館・宿泊館1階コンビニエンスストア併設）の改修を行った。さらに、福祉のまちづくり研究所と連携して、QRコードを活用した案内看板の実証実験を行った。

(オ) ボランティア活動の推進

しあわせの村内でさまざまな役割を担っていただくため、あらゆる世代の市民を対象にボランティアとして参画を求めた。

[ボランティア登録者数/活動者数]

a 障がい児・者向けスポーツ教室指導補助ボランティア 31人/延554人

b 社会人ボランティア 46人/延163人

c ユース(大学生)ボランティア 37人/延351人

d 花緑ボランティア 21人/延668人

[ボランティア研修会開催実績]

a 水泳ボランティア向け研修 中止

b ユース(大学生)ボランティア向け研修 10回 延76人参加

エ 平磯児童館の運営

(ア) 児童健全育成事業

自由来館児童への遊びの提供・指導、季節行事、在宅福祉センターや地域福祉センターの高齢者との交流会等を実施した。

(イ) 子育て支援事業

a 「幼児の会」（毎週1回、2～5歳児の親子を対象にした手遊び等のプログラム）

b 「ミニミニっ子」（毎月1回、0～2歳児の親子を対象にした手遊び等のプログラム）

c 「すくすくひろば」（毎月1回、地域団体が実施する0～5歳児の親子同士の交流を図るための季節行事等のプログラム）

[来館者数] 5,733人

(3) 介護保険制度の公正・公平な運営を確保するための事業

指定市町村事務受託法人として、市内全域における介護保険サービスの受給を新たに申請する市民、及び要介護度の変更を申請する市民に対して訪問・調査を行う「要介護認定調査業務」を、神戸市からの受託により実施した。

[調査件数] 35,289件

【収益事業等】

(1) 指定管理施設に付帯する便益施設及び市民福祉施設の運営等

ア しあわせの村内便益施設の運営

(ア) 有料駐車場

[神戸市シルバーカレッジ学生定期券発行枚数] 334枚

[有料利用台数] 202,850台

[子育て支援無料化台数] 110,095台

(イ) 公衆電話 [設置台数] 4台

(ウ) 貸館（日本庭園内茶室等）《ホール等》 443人《茶室》 268人

(エ) 屋外アドベンチャー遊具（ボウケンノモリしあわせの村）

[運営事業者] 株式会社冒険の森

[利用者数] 22,160人

イ 保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺

市民の健康の保持・増進を図るために建設した同施設について、公募により選定した民間事業者による運営を行った。

[運営事業者] 株式会社なでしこの湯

[利用者数] 《宿泊》4,385人 《温泉》144,879人

[新型コロナウイルス感染症への対応状況]

4月27日～5月11日 全館休業

5月12日 時短にて営業再開（温泉レストラン、直売所は休業継続中）

2 事業別資金収支計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
公益目的事業会計	946,631,998	公益目的事業会計	1,108,286,500
福祉啓発等事業収入	20,269,082	福祉啓発等事業支出	22,975,858
しあわせの村公益事業収入	458,786,673	しあわせの村公益事業支出	523,666,026
要介護認定調査事業収入	317,852,414	要介護認定調査事業支出	335,485,067
こうべ医療者応援ファンド事業収入	122,615,466	こうべ医療者応援ファンド事業支出	191,908,551
長寿祭事業収入	2,182,395	長寿祭事業支出	8,342,074
児童館事業収入	24,925,968	児童館事業支出	25,908,924
収益事業等会計	504,372,249	収益事業等会計	487,827,138
しあわせの村収益事業収入	451,572,249	しあわせの村収益事業支出	343,699,443
太山寺事業収入	52,800,000	太山寺事業支出	30,844,743
		サン舞子マンション等事業支出	101,405,752
		法人税等支出	11,877,200
法人会計	39,401,535	法人会計	25,773,840
法人管理収入	39,401,535	法人管理支出	25,773,840
当期収入合計(A)	1,490,405,782	当期支出合計(C)	1,621,887,478
前期繰越収支差額(B)	447,000,345	当期収支差額(A)-(C)	△ 131,481,696
収入合計(A)+(B)	1,937,406,127	次期繰越収支差額	315,518,649

※ 神戸市からの収入

- (1) 補助金 129,585千円
- (2) 委託料 1,062,857千円

3 正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金	額
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	1,036,761	
特定資産運用益	971,446	
事業収益	1,215,102,867	
受取補助金等	60,881,000	
受取負担金	55,872,412	
受取寄付金	128,246	
雑収益	5,718,416	
経常収益計		1,339,711,148
(2) 経常費用		
事業費	1,326,216,728	
管理費	25,920,148	
経常費用計		1,352,136,876
当期経常増減額		△ 12,425,728
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
受取補助金等	68,704,000	
受取寄付金振替額	41,376,000	
経常外収益計		110,080,000
(2) 経常外費用		
固定資産除却損	3,146,362	
こうべ医療者応援ファンド事務費	12,063,033	
助成金及び負担金	160,080,000	
経常外費用計		175,289,395
当期経常外増減額		△ 65,209,395
税引前当期一般正味財産増減額		△ 77,635,123
法人税・住民税及び事業税		11,877,200
当期一般正味財産増減額		△ 89,512,323
一般正味財産期首残高		198,441,542
一般正味財産期末残高		108,929,219
II 指定正味財産増減の部		
寄付金収入	53,911,466	
基本財産運用益	1,036,761	
特定資産運用益	380,722	
一般正味財産への振替額	△ 42,712,761	
当期指定正味財産増減額		12,616,188
指定正味財産期首残高		711,989,960
指定正味財産期末残高		724,606,148
当期正味財産増減額		△ 76,896,135
正味財産期首残高		910,431,502
III 正味財産期末残高		833,535,367

4 貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金預金	377,719,474	未払金	214,503,946
未収金	136,072,679	1年以内返済借入金	10,666,000
棚卸資産	2,389,728	預り金	7,141,603
前払金	1,484,067	賞与引当金	21,082,716
立替金	21,887,978	1年以内支払リース債務	5,994,850
流動資産合計	539,553,926	流動負債合計	259,389,115
2 固定資産		2 固定負債	
(1) 基本財産		長期借入金	1,227,008,000
基本財産普通預金	7,278,808	預り入金	3,000,000
基本財産有価証券	402,721,192	受入保証金	17,000,000
基本財産合計	410,000,000	退職給付引当金	140,854,073
(2) 特定資産		リース債務	2,483,470
退職給付引当資産	140,854,073	固定負債合計	1,390,345,543
基金等特定資産	341,588,640	負債合計	1,649,734,658
川重シルバー活動基金	100,457,230	III 正味財産の部	
こうべ長寿祭事業基金	3,199,065	1 指定正味財産	
受入保証金特定資産	17,000,000	寄付金	724,606,148
こうべ医療者応援ファンド	214,148,918	指定正味財産合計	724,606,148
特定資産合計	817,247,926	(うち基本財産への充当額)	(410,000,000)
(3) その他の固定資産		(うち特定資産への充当額)	(314,606,148)
土地	317,264,998	2 一般正味財産	
建物	237,908,934	一般正味財産	108,929,219
建物付属設備	38,849,083	一般正味財産合計	108,929,219
構築物	43,256,929	(うち基本財産への充当額)	(-)
什器備品	41,344,661	(うち特定資産への充当額)	(344,787,705)
機械及び装置	20,506,860	正味財産合計	833,535,367
ソフトウェア	978,762		
電話加入権	1,635,410		
投資有価証券	6,073,825		
リース資産	8,648,711		
その他の固定資産合計	716,468,173		
固定資産合計	1,943,716,099		
資 産 合 計	2,483,270,025	負債及び正味財産合計	2,483,270,025

5 財産目録

令和4年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金	377,719,474	未払金	214,503,946
現金	1,044,333	1年以内返済長期借入金	10,666,000
普通預金	375,603,014	みなと銀行	
三井住友銀行, みなと銀行		預り金	7,141,603
振替貯金	1,072,127	賞与引当金	21,082,716
大阪貯金事務センター		1年以内支払リース債務	5,994,850
未収金	136,072,679	流動負債合計	259,389,115
棚卸資産	2,389,728	固定負債	
前払金	1,484,067	長期借入金	1,227,008,000
立替金	21,887,978	神戸市, みなと銀行	
流動資産合計	539,553,926	預り入金	3,000,000
固定資産		受入保証金	17,000,000
基本財産		退職給付引当金	140,854,073
基本財産普通預金	7,278,808	リース債務	2,483,470
三井住友銀行		固定負債合計	1,390,345,543
基本財産有価証券	402,721,192	負債合計	② 1,649,734,658
大阪市債, 西日本高速道路社債他		正味財産	①-② 833,535,367
基本財産合計	410,000,000		
特定資産			
退職給付引当資産	140,854,073		
三井住友銀行普通預金	40,770,890		
投資有価証券	100,083,183		
福井県債			
基金等特定資産	341,588,640		
三井住友銀行普通預金	140,956,587		
投資有価証券	200,632,053		
鉄道運輸機構債券, 共同発行市場公募地方債			
川重シルバー活動基金	100,457,230		
三井住友銀行普通預金	985,002		
投資有価証券	99,472,228		
新潟市債			
こうべ長寿祭事業基金	3,199,065		
三井住友銀行普通預金			
受入保証金特定資産	17,000,000		
三井住友銀行普通預金			
こうべ医療者応援ファンド	214,148,918		
三井住友銀行普通預金	186,119,237		
大阪貯金事務センター振替貯金	28,029,681		
特定資産合計	817,247,926		
その他固定資産			
土地	317,264,998		
ラジウム温泉太山寺 他			
建物	237,908,934		
ラジウム温泉太山寺 他			
建物付属設備	38,849,083		
構築物	43,256,929		
什器備品	41,344,661		
機械及び装置	20,506,860		
ソフトウェア	978,762		
電話加入権	1,635,410		
投資有価証券	6,073,825		
大阪市債, 新潟市債, 西日本高速道路社債他			
リース資産	8,648,711		
その他固定資産合計	716,468,173		
固定資産合計	1,943,716,099		
資産合計	① 2,483,270,025		

6 事業別収入明細書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(単位:円)

会 計 名	収入合計	内 訳				
		事業収入	受託料収入	補助金収入	雑収入	その他収入
公益目的事業会計	946,631,998	1,701,179	770,691,244	92,393,727	3,792,963	78,052,885
福祉啓発等 事業収入	20,269,082	-	-	20,269,082	-	-
しあわせの村公益 事業収入	458,786,673	1,701,179	440,826,779	3,420,645	2,720,083	10,117,987
要介護認定調査 事業収入	317,852,414	-	317,852,414	-	-	-
こうべ医療者応援 ファンド事業収入	122,615,466	-	-	68,704,000	-	53,911,466
長寿祭事業収入	2,182,395	-	1,109,515	-	1,072,880	-
児童館事業収入	24,925,968	-	10,902,536	-	-	14,023,432
収益事業等会計	504,372,249	204,717,377	293,865,479	-	1,957,737	3,831,656
しあわせの村収益 事業収入	451,572,249	151,917,377	293,865,479	-	1,957,737	3,831,656
大山寺 事業収入	52,800,000	52,800,000	-	-	-	-
法人会計	39,401,535	-	-	37,191,273	2,210,262	-
法人管理収入	39,401,535	-	-	37,191,273	2,210,262	-
合 計	1,490,405,782	206,418,556	1,064,556,723	129,585,000	7,960,962	81,884,541

7 事業別支出明細書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(単位:円)

会 計 名	支出合計	内 訳		
		人 件 費	物 件 費	そ の 他
公益目的事業会計	1,108,286,500	544,296,180	391,222,163	172,768,157
福祉啓発等事業支出	22,975,858	19,094,676	3,881,182	-
しあわせの村公益事業支出	523,666,026	209,952,795	313,560,540	152,691
要介護認定調査事業支出	335,485,067	275,578,656	59,906,411	-
こうべ医療者応援ファンド事業支出	191,908,551	7,230,052	12,063,033	172,615,466
長寿祭事業支出	8,342,074	7,232,559	1,109,515	-
児童館事業支出	25,908,924	25,207,442	701,482	-
収益事業等会計	487,827,138	85,789,774	277,482,523	124,554,841
しあわせの村収益事業支出	343,699,443	84,134,274	259,565,169	-
太山寺事業支出	30,844,743	1,655,500	17,917,354	11,271,889
サン舞子マンション等事業支出	101,405,752	-	-	101,405,752
法人税等支出	11,877,200	-	-	11,877,200
法人会計	25,773,840	10,722,827	14,996,091	54,922
法人管理支出	25,773,840	10,722,827	14,996,091	54,922
合 計	1,621,887,478	640,808,781	683,700,777	297,377,920

8 財務状況

(単位：千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	2→3増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	68,632	29,730	▲ 12,426	▲ 42,156
		経常収益	1,366,657	1,573,399	1,339,711	▲ 233,688
		うち公益	781,645	834,809	799,796	▲ 35,013
		うち公益以外	585,012	738,590	539,915	▲ 198,675
		経常費用	1,298,025	1,543,669	1,352,137	▲ 191,532
		うち事業費（公益）	866,723	886,949	913,276	26,327
		うち事業費（公益以外）	400,296	632,097	412,941	▲ 219,156
		うち管理費（公益）	0	0	0	0
		うち管理費（公益以外）	31,006	24,623	25,920	1,297
		評価損益等	0	0	0	0
	当期経常外増減額	▲ 309	1,940	▲ 65,209	▲ 67,149	
	経常外収益	0	485,130	110,080	▲ 375,050	
	経常外費用	309	483,190	175,289	▲ 307,901	
	法人税、住民税及び事業税	361	5,273	11,878	6,605	
	当期一般正味財産増減額	67,962	26,397	▲ 89,513	▲ 115,910	
	一般正味財産期首残高	104,083	172,045	198,442	26,397	
	一般正味財産期末残高	172,045	198,442	108,929	▲ 89,513	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	81	201,694	12,616	▲ 189,078
		指定正味財産増加額	1,417	634,248	55,329	▲ 578,919
		指定正味財産減少額	1,336	432,554	42,713	▲ 389,841
うち一般正味財産への振替額		1,336	432,554	▲ 42,713	▲ 475,267	
指定正味財産期首残高		510,215	510,296	711,990	201,694	
指定正味財産期末残高		510,296	711,990	724,606	12,616	
正味財産期首残高	614,298	682,341	910,432	228,091		
当期正味財産増減	68,043	228,091	▲ 76,897	▲ 304,988		
正味財産期末残高	682,341	910,432	833,535	▲ 76,897		
貸借対照表（B/S）	資産合計	2,617,499	2,685,309	2,483,270	▲ 202,039	
	流動資産	726,126	679,555	539,554	▲ 140,001	
	固定資産	1,891,373	2,005,754	1,943,716	▲ 62,038	
	うち建物	283,255	260,538	237,909	▲ 22,629	
	負債合計	1,935,159	1,774,878	1,649,735	▲ 125,143	
	流動負債	311,294	264,323	259,389	▲ 4,934	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	1,623,865	1,510,555	1,390,346	▲ 120,209	
	うち長期借入金	1,438,340	1,332,674	1,227,008	▲ 105,666	
	正味財産合計	682,341	910,432	833,535	▲ 76,897	
指定正味財産	510,296	711,990	724,606	12,616		
一般正味財産	172,045	198,442	108,929	▲ 89,513		

V 令和4年度事業計画

1 事業計画

【公益目的事業】

(1) 市民の福祉意識の啓発並びに福祉活動の普及及び助長

「こうべ市民の福祉をまもる条例」の理念を実現し、人口減少・少子高齢化の進行等に伴う福祉課題の複合化・複雑化に対応するため、福祉資源のさらなる活用を図り市民に対する福祉意識の啓発や、市民の福祉活動を振興する事業を実施する。

ア 市民の福祉意識の啓発を図る事業

(ア) 市民福祉情報の発信

令和3年度に改修した「しあわせの村ホームページ」及び「こうべ市民福祉振興協会ホームページ」の運用を開始し、市民福祉への理解を深めるため、福祉・健康に関する情報や当協会及び共同事業体が展開する事業を紹介するとともに、WEBサイト及びSNSを活用した情報発信の充実に取り組む。

(イ) ユニバーサルデザイン（UD）の普及啓発

学校・地域団体等を対象に、障がい者介助の体験、しあわせの村の利用者に配慮したUDスポットの紹介、しあわせの村の資源を活かしたユニバーサル体験学習を実施し、障がいの有無に関わらない相互理解を深めるための機会を提供するとともに、神戸市のUDのあり方を実践・発信する拠点として、その成果を広く全市に発信していく。

令和4年度は、市内の小中学校を対象とした「UD出前授業」、市民サポーターの活動の場となる「UD広場」の運営、市民を対象とした「公開講座」等を行うほか、兵庫県立福祉のまちづくり研究所などの関係機関と連携し、事業に科学的知見を取り入れていく。

(ウ) 聴覚・視覚障がいへの理解

ソーシャルインクルージョンの実現を図るため、聴覚・視覚障がいについて市民の理解を深めコミュニケーションの大切さを理解できるよう、手話及び点字の講座を行う。令和4年度は手話講座入門課程の既修者向けのフォローアップ講座や、子どもを対象にした手話講座を開講するほか、夏休み子ども向け教室（手話・点字）を実施する。

また、聴覚障がい者が安心してしあわせの村を利用できるよう、「聴覚障害者用情報受信装置『アイ・ドラゴン4』」を村内施設(*)に設置し、「目で聴くテレビ（手話と字幕の番組）」の放映や緊急情報の発信などを引き続き行う。

(*)本館・宿泊館、温泉健康センター、野外活動センターあおぞら

(エ) 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への神戸市代表選手の派遣等

高齢者のスポーツと文化の振興を図り、高齢者の健康の保持・増進に寄与するため、「第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会」に各競技団体が選

出した選手を神戸市代表選手団として派遣する。

令和4年度は「こうべ長寿祭」の各競技大会は引き続き実施しないが、その他の関連事業については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を見極めながら実施を検討する。

イ 市民の福祉活動の振興

(ア) 市民福祉活動支援

福祉都市神戸の創造のため、福祉団体などさまざまな団体が市民の交流を目的としてしあわせの村で実施するイベント等に対して、イベントコンシェルジュが開催効果の高い実施に向けた調整を行い、市民福祉の発展・向上に資する活動を支援する。

ウ 市民福祉事業の調査研究及び開発

福祉を取り巻く社会情勢の変化により生じるニーズに対応するとともに、「しあわせの村リニューアル検討有識者会議」からの提言実現を目指し、しあわせの村でのイノベーションや新たな福祉サービス創出の基盤づくりのため、先駆的・創造的な市民福祉事業の調査研究及び開発に取り組む。

(ア) 「次期中期経営計画」の策定

令和2年3月の「神戸市しあわせの村リニューアル検討有識者会議」からの提言実現を目指し、令和4年3月の「中期経営計画2022」の改訂も踏まえながら、令和5年度からの事業運営計画となる「次期中期経営計画」の策定に取り組む。

(イ) 「しあわせの村ラボ（仮称）」の開設

しあわせの村で健康福祉分野のイノベーションを起こし、多様な人・セクターが村で交流することによりソーシャルインクルージョンを実現していくため、当協会や神戸市が包括連携協定を締結している大学や研究機関と連携し、しあわせの村が新たな社会課題の解決を目指したさまざまな実証実験の場となるよう、神戸市がたんぼぼの家内に整備した「サテライトスペース」内に「しあわせの村ラボ（仮称）」を開設する。

(ウ) 健康寿命延伸の促進

a 「しあわせの村健康倶楽部」の運営

神戸市民の健康寿命延伸、認知症神戸モデルの推進を目的に、コロナ禍による高齢者の出控えに対する介護・認知予防対策として、しあわせの村の施設の有効活用にも取り組みながら、「しあわせの村健康倶楽部」の運営を行う。

また、会員から収集した「健康データ」と神戸市が運営する市民PHR (Personal Health Record) システム「MY CONDITION KOBE」と連携し、研究者にデータを提供することにより、その検証結果を神戸市民全体の健康づくりに役立てていくことができるよう引き続き取り組む。

b 認知症・フレイル予防の推進

東京大学高齢社会総合研究機構が提唱するフレイル予防の取り組みとして、「市民サポーターによるフレイルチェック会」を高齢者自身が参画する形で実施するなど、介護予防や認知症予防事業の充実を図るとともに、認知症に対する理解を求める啓発を行うなど、神戸市が進める認知症の人にやさしいまちづくりに

貢献していく。

c 高齢者に対する役割づくり

「しあわせの村健康倶楽部」や「フレイルチェック会」を実施していくにあたり、神戸市シルバーカレッジ在生や卒業生、NPO法人社会還元センターグループ会員に参画いただき、高齢者の社会参加の促進を図るとともに、事業の担い手となることを通じて自身の健康増進にもつなげていく。

(エ) 「KOBE しあわせの村ユニバーサルカレッジ」の運営（文部科学省受託事業）

文部科学省の委託事業である「学校卒業後の障害者の学びの支援に関する実践研究事業」として、学校を卒業した障がい者自立して生きるために必要な力を維持・開発・伸長していくことができるよう、学習プログラムの提供や参加者相互の交流を行う場となる「KOBE しあわせの村ユニバーサルカレッジ」を引き続き開講する。

令和4年度は受講生数、開催回数を増やすことに加え、受講生自身が行事を企画運営する機会を設け自主的な参画を促す等、一層の内容の拡充を図る。

エ 「こうべ医療者応援ファンド」の運営

令和2年3月に端を発した新型コロナウイルス感染症の感染拡大が未だ終息が見通せない状況を踏まえ、医療従事者を応援する基金「こうべ医療者応援ファンド」について、神戸市の協力を得てふるさと納税を通じた寄付金を募るとともに市内の企業・団体の社会貢献活動やタイアップ商品の開発等に協力し、引き続きファンドへの支援拡大に取り組む。

(2) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」をはじめとする市民福祉施設の管理運営

市民の心身の健康や福祉の増進を図るための市民福祉施設において、施設の管理運営を通じて、市民福祉の向上を目指す事業を実施する。

特に「しあわせの村」においては、共同事業体及び村内施設と連携し、「神戸市民の福祉をまもる条例」の基本理念である「自立と連帯」の実現を目指し、高齢者・障がい者をはじめとするすべての市民が、あたたかいふれあいの中で思いやりや助け合いのこころを育み、「つどい」・「楽しみ」・「学び」・「憩う」ことができるよう運営の充実を図る。また、withコロナ時代を見据え、市民の施設に対するニーズの変化などに対応しながら、市民相互の新たな交流の場や賑わいづくりに取り組み、年間190万人以上の入村者を目指す。

ア 高齢者・障がい者が主役の村づくり（“しごと”などの役割づくり）

(ア) 企業・大学と連携した“しごと”創出の基盤づくり

村内における障がい者の就労を進めるため、「しあわせの村実習受け入れセンター」を起点として、神戸市教育委員会や特別支援学校、しごとサポート等と連携し、村内事業所における実習実施のためのマッチングやサポートに取り組む。

また、村内において引き続き障がい者の就労や自立・社会参加を支援するとともに、東京大学先端科学技術研究センターと連携した超短時間雇用や、市内特別支援学校と連携した在校生の就労体験など、新たな雇用の仕組みや研究・知見を活用した村内での障がい者の新たなしごとづくりにも取り組む。

(イ) 障がい者事業所製品の販売支援

市内障がい者事業所製品の紹介・販売の場である「はっぴねすコーナー」(本館・宿泊館1階コンビニエンスストアと併設)について、さらなる利用促進やコーナーの充実を図るとともに、定期的にバザーを開催するなど村内での販売機会の拡充に取り組む。

また、村内障がい者施設による「缶バッジ☆マグネット製作隊」の活動を引き続き支援するとともに、障がい者アートをデザインした商品の開発にも取り組む。

(ウ) しあわせ農園事業

農業を活用した障がい者の就労拡大に向けた取り組みを実施し、障がい者が活躍できる場の拡充を目指すとともに、引きこもりや発達障がい者を対象にした農業体験も引き続き実施し、社会参加のきっかけづくりに取り組む。

(エ) 「KOBE しあわせの村ユニバーサルカレッジ」の運営(再掲)

学校を卒業した障がい者自立して生きるために必要な力を維持・開発・伸ばしていくことができるよう、学習プログラムの提供や参加者相互の交流を行う場となる「KOBE しあわせの村ユニバーサルカレッジ」を引き続き開講する。

イ 幅広い役割づくりや機会の創出

高齢者や障がい者、子どもや家族などあらゆる人が村内での取り組みに関わり役割を果たすことを通じて、村内サービスの受け手ではなく、担い手として役割と機会を得ることでソーシャルインクルージョンを実現していくため、村内の取り組みに参加しやすい環境を整備していく。

(ア) 神戸市シルバーカレッジの運営

「再び学んで他のために」をモットーに、健康ライフ、国際交流・協力、生活環境、総合芸術の4つのコースの専門授業と、全コースの学生を対象とした社会貢献などの共通授業やスポーツ授業を実施するとともに、市民救命士やフレイル予防のための市民サポーターなどの資格について、在学中の取得に取り組む。

また、各区の社会福祉協議会との連携等を通じて、在学学生や卒業生の社会貢献活動の幅の拡大や、地域のリーダーとなる人材の育成に取り組むとともに、活動に対する誇りとモチベーションを高め、さらなる活力の源となるよう活動の成果を積極的に発信していく。

[定員] 440人×3学年

[就学期間] 3年

(イ) 「NPO法人社会還元センターグループわ」との連携

神戸市シルバーカレッジ卒業生の社会貢献活動の機会を広げるため、「NPO法人社会還元センターグループわ」との連携し、「KOBE しあわせの村ユニバーサルカレッジ」、「しあわせの村健康倶楽部」、「入村者アンケート調査」などの協会事業にその担い手として参画いただく。

また、「わいわいストリート(昔あそび体験)」、「夏休み工作塾(創作活動体験)」、「ビバ!ハロウィン(季節の子ども向けイベント)」などの世代間交流を通じた子育て支援事業について、企画段階から参画を得て実施する。

(ウ) こころのアート展・こころのアートギャラリー・手のひらギャラリー

障がい者の芸術作品の魅力を発信し活動の場を拓くため、芸術活動に取り組む障がい者を兵庫県内から公募し、作品展やその表現を体験するワークショップをしあわせの村において実施する。また、本館・宿泊館2階の「こころのアートギャラリー」において常設展や個展を実施し、年間を通して障がい者アートに触れる機会を引き続き提供する。

温泉健康センターの「手のひらギャラリー」では、市内の障がい者施設・事業者が作品や活動を発表できる場を引き続き提供する。

ウ さまざまな領域における課題への対応

(ア) パラスポーツの普及拡大

障がいのある人もない人も共にパラスポーツを楽しみ、相互理解を深め学びあう環境づくりを進めるとともに、気軽にパラスポーツを楽しむことができるイベントを実施するなど、パラスポーツの普及・拡大を図る。

神戸市のホストタウン事業等とも連携し、「神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会」（2024年5月に開催予定）等を目指す選手に対して、練習会場や合宿地として村内施設を提供するなどの支援を引き続き行う。

また、日常的にパラスポーツを支援していくため、多目的運動広場や体育館などの施設を活用し、パラスポーツイベント等の誘致促進を図るとともに、パラアスリートへの継続的な支援についても検討する。

(イ) 「障害者スポーツ推進プロジェクト」の実施（スポーツ庁委託事業）

a 「しあわせの村ふれあいスポーツチャレンジ（仮称）」

障がい者向けスポーツ教室を再編し、市内の特別支援学校等と連携し、運動を通じた障がい者の居場所づくりとして、さまざまなスポーツにチャレンジする機会を設け、パラスポーツへの興味や関心・仲間づくりのきっかけをつくることにより、卒業後の運動習慣や余暇活動の向上につなげることを目指した「ふれあいスポーツチャレンジ事業（仮称）」を新たに実施する。

b 「のびのび運動ひろば」

学校行事等に不安のある「発達気になる児童」を対象として、専門家や専門機関と連携し、体を動かすことの楽しさの経験から、運動への意欲や達成感を持つことができるよう、「のびのび運動ひろば」を引き続き実施する。

エ あらゆる子どもの成長支援

明日の神戸を担う子どもたちを対象に、自然環境を活かした子どもの成長支援、交流や人材育成などを目的に、市内大学やしあわせの村ボランティア、NPOなどと連携し、子育て・子育て支援に取り組む。

(ア) 野外活動を通じた支援

当協会が包括連携協定を締結している（公財）神戸YMCAと連携し、野外活動での体験から仲間の大切さや自ら考えて行動する力を養うことを目指した「しあわせの村×YMCA森の学校」を実施し、子どもの野外活動を通じた学びや体験の機会を提供する。

(イ) 支援が必要な児童に対する取り組み

障がいのある児童と家族を対象として、気軽に野外活動を楽しむ機会を提供するため、「家族で楽しむキャンプ入門」を実施する

また、学校行事等に不安のある「発達の気になる児童」を対象として、専門家や専門機関と連携し、体を動かすことの楽しさの経験から運動への意欲や達成感を持つことができるよう、「のびのび運動ひろば」を引き続き実施する。(再掲)

(ウ) 学生ボランティアの子育ち支援

上記(ア)、(イ)など子どもの成長を支援するための事業に大学生がボランティアとして参画することにより、学生自身が学び成長する子育ち支援を進めていく。

(エ) 世代間交流の場の提供

「グループわ」と連携し、「わいわいストリート（昔あそび体験）」、「夏休み工作塾（創作活動体験）」、「ビバ！ハロウィン（季節の子ども向けイベント）」などの世代間交流を通じた子育て支援事業を実施する。(再掲)

(オ) 子育て支援駐車料金無料化

神戸市が進める子育て支援施策として、18歳未満の子どもとともにしあわせの村を利用した場合の普通車駐車料金の無料化を引き続き実施する。

(カ) 平磯児童館の運営

児童に健全な遊びの場を提供し、健康の増進や情操を豊かにする活動を通じて地域における市民福祉向上に寄与するため、引き続き指定管理者として児童館の運営を行う。

高齢者との交流を含めた児童健全育成事業や、「幼児の会」「ミニミニっ子」「すくすく広場」などの子育て支援事業を実施する。

オ しあわせの村の魅力向上に向けた取り組み

(ア) 「しあわせの村会議」の開催

共同事業体及び村内施設等で構成する「しあわせの村会議」において、日常的な相互支援体制の確立や今後の村のあり方の検討・実践等を進めるため、各分野の専門家を招いた研修会の開催等を通じて村全体での福祉課題の解決を目指す。

(イ) 発信力の強化

リニューアルした「しあわせの村ホームページ」や「当協会ホームページ」を中心に、メールマガジン・SNSを活用して村の取り組みや魅力を効果的に発信するとともに、施設運営やイベントにおける感染症対策等に関する情報提供を行い、発信力の強化と利用者の増加を目指す。

情報発信のあり方を村全体で議論していくため、共同事業体及び村内施設が参画する「しあわせの村広報部会」において、引き続き課題の検討及び実践を進める。

また、しあわせの村の利用者の意見をさまざまな改善等に反映させるため、入村者アンケート調査を実施し、調査結果を共同事業体で共有・活用していく。

(ウ) 市民交流事業

a こうべ市民・福祉健康フェア

市民の福祉や健康に関する意識を高めるため、神戸市、神戸市社会福祉協議会やふれあいのまちKOBE・愛の輪運動推進委員会などと連携して実施する。福祉施設や障がい者団体等によるバザーや模擬店、福祉機器の展示や子ども向けの体験

イベント、各種検診などを行う。

b 新たな「しあわせの村まつり」の実施

しあわせの村まつりについては、共同事業体及び村内施設等が参画する「しあわせの村まつり実行委員会」での見直し結果を踏まえ、季節ごとにテーマを設けて、ファミリー層を対象としたイベントとして複数回実施する。

その他の市民交流イベントについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の動向や市民ニーズの変化などを踏まえながら実施していく。

c 村の魅力ある自然環境を楽しむ

「いやしの小径」や日本庭園をはじめとするしあわせの村の公園施設を活用した桜や紅葉のライトアップや植物散策、オリエンテーリングといったイベントなどを通じて「自然から得られる癒やし」を提供する。

「ユニバーサル農園」においては、レクリエーションや障がい者の機能回復等を目的として、村内の福祉施設の高齢者や障がい者や児童に野菜の栽培や収穫等の農園活動の体験機会を提供する。

d 「こうべ動物共生センター」との連携

村内に整備された「こうべ動物共生センター」と連携し、ペットとともにしつけについて学ぶ「ウォークラリー with Dog」や、動物愛護団体等が主催する「動物愛護フェスティバル」を実施する。

また、同センターの「いのちの教育」プログラムや動物とのふれあいを通じた交流事業と、当協会が実施する「ユニバーサル体験学習」を組み合わせ、一体的な学校向け教育プログラムとしていくことを検討する。

(エ) 総合的な維持管理

a しあわせの村を訪れるだれもが安全・安心・快適に利用できるよう、施設の保守・修繕や警備、無料巡回バスの運行等の総合的な維持管理を行う。

b 一年中花を見ることができ、市民の憩いとリフレッシュの場として人気が高い緑地について、引き続き快適な空間として良好に維持管理する。

c 医療・福祉施設を有するしあわせの村の防災の機能を高め、自然災害に対応し安全・安心を向上させるための方策を検討する。

(オ) ボランティア活動の推進

しあわせの村内でさまざまな役割を担っていただくため、あらゆる世代の市民を対象にボランティアとして参画を求めるとともに、高齢者や障がい者のライフスタイルやニーズに応じた多様な“しごと”を創出するなど、新たな社会参加の仕組みを構築していく。

ボランティア活動の推進にあたっては、「グループわ」との連携も図る一方、神戸市の「KOBEシニア元気ポイント」制度を活用し、高齢者をはじめとする市民の活動参画の推進を図っていく。

また、ボランティアのスキルアップのための研修会を実施するとともに、共同事業体や村内施設と連携してさまざまな場面に活動の場を広げていく。

(カ) ユニバーサル社会に配慮した施設整備

高齢者や障がい者の利用割合が高い施設の特性を考慮しながら、協会において

策定した「しあわせの村ユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、大学や研究機関と連携し、障がい当事者の意見を活かしながらだれにでもやさしい村づくりを進める。

(3) 介護保険制度の公正・公平な運営を確保するための事業

ア 介護保険認定調査業務

市内全域における介護保険サービスの受給を新たに申請する市民、及び要介護度の変更を申請する市民に対して訪問・調査を行う「要介護認定調査業務」を、新たに神戸市と業務請負契約により実施する。

イ 介護保険事業者運営指導業務

介護保険法に基づく市内介護サービス事業所等に対する運営指導業務のうち、現地における実地指導等の業務を新たに神戸市より受託し実施する。

【収益事業等】

(1) 指定管理施設に付帯する便益施設及び市民福祉施設の運営等

ア しあわせの村内便益施設の運営

(ア) 有料駐車場（1,440台）

(イ) 公衆電話

(ウ) 貸館（神戸市シルバーカレッジ）

(エ) 屋外アドベンチャー遊具（民間事業者と連携し設置）

イ 保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺

市民の健康の保持・増進を図るために建設した同施設について、公募により選定した民間事業者による運営を行う。

2 経営改善の取り組み状況

当協会は、昭和 52 年に制定された「神戸市民の福祉をまもる条例」の理念である市、事業者及び市民の三者が有する人材、資力などを総合的に活用することによって市民福祉を振興するための事業を創造・推進し、市民福祉の向上に寄与することを目的として、有償ホームヘルプサービスや権利擁護事業などの先駆的な市民福祉事業や、しあわせの村でのユニバーサルデザインの推進、パラスポーツや障がい者スポーツの振興など各種事業に取り組んできた。

令和 3 年度に神戸市より示された「外郭団体の目的・役割を明確化」というミッションに従い「福祉の新たな価値の創造」を目指し「新たな福祉課題への取り組み」「人材・団体との連携の推進の実現」を掲げ、経営改善に取り組んでいる。

(1) 令和 3 年度の主な取り組み状況

令和 3 年度も新型コロナウイルス感染症の影響は依然として大きく、しあわせの村の入村者数など利用状況については、令和 2 年度と比較するといずれも増加に転じているものの、令和元年度と比較すると大きく下回っているなか、以下の事業に取り組んだ。

① しあわせの村をフィールドとして活用した各種事業

・しあわせの村ホームページを 13 年ぶりにリニューアルし、来村者が利用希望にそった検索がしやすいように改修を行った。また、ユニバーサルデザインの普及啓発の取り組みとして、「ふれあい体験学習」を見直し、村内 UD スポットの紹介等を追加した「ユニバーサル体験学習」に再編するとともに、「こうべユニバーサルデザインフェア」については体験の機会や移動型バリアフリートイレの実証実験の場も含めて「しあわせの村ユニバーサルフェスタ」に改編し開催した。

・高齢者・障がい者が主役の村づくりの推進として、高齢者の学習や実践活動の場である神戸市シルバーカレッジにおいては万全の感染対策により緊急事態宣言解除以降、休校することなく運営を継続するとともに、シルバーカレッジの学生や卒業生を対象に「しあわせの村健康倶楽部」を試行的に実施し、介護・認知症予防を目的としたセミナー等を開催した。さらに、学校卒業後すぐに就労する障がい者を主な対象とした生涯学習事業として、文部科学省の事業委託を受けた「KOBE しあわせの村ユニバーサルカレッジ」を新たに開催した。また、障がい者施設製品の紹介・販売をしているはっぴねすコーナーの販売スペースについて商品棚の増設など改修を行ったところ、売り上げ実績が増加した。

・あらゆる子どもの成長支援として、新たに公益財団法人神戸YMCAと包括連携協定を締結し、野外活動を通じた学びや体験の機会を提供するとともに、発達気になる児童が運動への意欲や達成感を持てるようにすることを目指したプログラムを提供し、村内の施設やこれまで培ってきたノウハウなどしあわせの村の資源と外部資源の利活用により事業を実施した。

・パラスポーツ・障がい者スポーツの振興では、パラリンピック啓発イベント「聖火ビジット」に参画したほか、障がい者スポーツ指導者全国研修会の開催支援を行った。

・このほか神戸市が推進する18歳未満の子どもを含むグループの普通車駐車料金無料化を引き続き実施するほか、しあわせの村共同事業体事業者と連携し、子育て世帯の宿泊料金の割引などにより利用促進を図った。

② 介護保険関連事業

引き続き、指定市町村事務受託法人として市から受託した要介護認定調査業務について公正・公平な調査に努めるとともに、調査員のうち、パート職員については嘱託職員への雇用転換を行うなど体制強化を行った。

③ こうべ医療者応援ファンドの運営

令和2年度に立ち上げた新型コロナウイルス感染症患者の治療等にあたる市内医療従事者を応援する基金「こうべ医療者応援ファンド」の運営を引き続き行った。

④ 組織運営

平成30年度に策定した中期経営計画2022（計画期間：2019～2022年度）について、令和元年度に神戸市にて開催された「しあわせの村リニューアル検討有識者会議」の提言と、その実現に向けた各事業の取り組み状況を踏まえ、令和3年度に見直しを行った。

(2) 令和4年度の主な取り組み予定

・市が村内に開設したサテライトスペースを活用し、しあわせの村内外の人材や資源が、しあわせの村をプラットフォームとしてつながり、新たな福祉課題やイノベーションにむけて活動できる拠点として「しあわせの村ラボ（仮称）」の開設を予定している。

・特別支援学校などを卒業した障がい者を対象として開催した「KOBEしあわせの村ユニバーサルカレッジ」について、受講生数、講義等開催回数を増やすほか、受講生が行事を企画運営する機会を設けるなど一層の内容の拡充を図り、引き続き運営する。

・市内特別支援学校と連携し、在校生の就労体験の機会の1つとして、しあわせの村において、障がい者の仕事体験の場として超短時間インターンシップをモデル実施する。実施にあたっては、東京大学先端科学研究センターとの連携により、その研究・知見を活用していく。

・市内の特別支援学校等と連携し、運動を通じた障がい者の居場所づくりとして、スポーツにチャレンジする機会を設け、パラスポーツへの興味や関心・仲間づくりのきっかけをつくることにより、卒業後の運動習慣や余暇活動の向上につなげるための場を提供する「ふれあいスポーツチャレンジ事業」をスポーツ庁委託事業として実施する。新たに、神戸親和女子大学、神戸大学大学院保健学研究科と包括連携協定を締結し、専門的な立場からの知見を活かしながら事業を進める。

・介護保険事業者運営指導業務を神戸市から新たに受託し実施する。

- ・組織運営面では、令和3年度に行った中期経営計画2022の見直し内容、並びに外郭団体経営改革プランをもとに、令和5年度からの次期中期経営計画の策定を行う。
- ・このほか、勤怠管理事務のシステム化による職員の事務負担の軽減を進めるとともに、システム管理による超勤時間削減や年休取得勧奨に取り組むほか、女性職員や育児に参加する男性職員等のあらゆる職員が活躍できるよう、柔軟な働き方が可能な環境整備に努めるなど、ワークライフバランスの実現に向けた取り組みを進めていく。

3 事業別資金収支予算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:千円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
公益目的事業会計	1,155,905	公益目的事業会計	1,246,491
福祉啓発等事業収入	8,957	福祉啓発等事業支出	25,896
しあわせの村公益事業収入	459,724	しあわせの村公益事業支出	506,908
要介護認定調査事業収入	316,400	要介護認定調査事業支出	327,949
運営指導事業収入	29,995	運営指導事業支出	33,999
こうべ医療者応援ファンド事業収入	325,080	こうべ医療者応援ファンド事業支出	329,521
長寿祭事業収入	5,300	長寿祭事業支出	12,589
児童館事業収入	10,449	児童館事業支出	9,629
収益事業等会計	491,841	収益事業等会計	472,521
しあわせの村収益事業収入	439,041	しあわせの村収益事業支出	320,979
太山寺事業収入	52,800	太山寺事業支出	37,554
		サン舞子マンション事業支出	101,450
		法人税等支出	12,538
法人会計	40,244	法人会計	35,316
法人管理収入	40,244	法人管理支出	35,316
当期収入合計(A)	1,687,990	当期支出合計(C)	1,754,328
前期繰越収支差額(B)	332,483	当期収支差額(A)-(C)	△ 66,338
収入合計(A)+(B)	2,020,473	次期繰越収支差額	266,145

※ 神戸市からの収入

(1) 補助金 107,450千円

(2) 委託料 1,065,030千円

4 予定正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	金	額
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	1,037	
特定資産運用益	1,053	
事業収益	1,247,013	
受取補助金等	47,450	
受取負担金	62,290	
受取寄付金	24	
雑収益	1,597	
経常収益計		1,360,464
(2) 経常費用		
事業費	1,313,176	
管理費	25,257	
経常費用計		1,338,433
当期経常増減額		22,031
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
受取補助金	10,000	
受取寄付金振替額	265,080	
受取補助金振替額	50,000	
経常外収益計		325,080
(2) 経常外費用		
こうべ医療者応援ファンド事務費	10,000	
助成金及び負担金	315,080	
経常外費用計		325,080
当期経常外増減額		-
税引前当期一般正味財産増減額		22,031
法人税・住民税及び事業税		12,538
当期一般正味財産増減額		9,493
一般正味財産期首残高		113,040
一般正味財産期末残高		122,533
II 指定正味財産増減の部		
基本財産運用益	1,037	
特定資産運用益	381	
受取寄付金	50,000	
受取補助金	50,000	
一般正味財産への振替額	△ 316,498	
当期指定正味財産増減額		△ 215,080
指定正味財産期首残高		725,537
指定正味財産期末残高		510,457
当期正味財産増減額		△ 205,587
正味財産期首残高		838,577
III 正味財産期末残高		632,990

5 予定貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金預金	330,165	未払金	200,289
未収金	136,073	1年以内返済借入金	10,666
棚卸資産	2,390	預り金	7,142
前払金	1,484	賞与引当金	21,083
立替金	21,888	1年以内支払リース債務	2,748
流動資産合計	492,000	流動負債合計	241,928
2 固定資産		2 固定負債	
(1) 基本財産		長期借入金	1,121,342
基本財産普通預金	8,791	預り入金	3,000
基本財産有価証券	401,209	受入保証金	17,000
基本財産合計	410,000	退職給付引当金	148,083
(2) 特定資産		固定負債合計	1,289,425
退職給付引当資産	148,083	負債合計	1,531,353
基金等特定資産	341,540	III 正味財産の部	
川重シルバー活動基金	100,457	1 指定正味財産	
こうべ長寿祭事業基金	0	寄付金	510,457
受入保証金特定資産	17,000	指定正味財産合計	510,457
特定資産合計	607,080	(うち基本財産への充当額)	(410,000)
(3) その他の固定資産		(うち特定資産への充当額)	(100,457)
土地	317,265	2 一般正味財産	
建物	215,280	一般正味財産	122,533
建物付属設備	29,356	一般正味財産合計	122,533
構築物	39,155	(うち基本財産への充当額)	(0)
什器備品	25,784	(うち特定資産への充当額)	(341,540)
機械及び装置	17,853	正味財産合計	632,990
ソフトウェア	114		
電話加入権	1,635		
投資有価証券	6,074		
リース資産	2,747		
その他の固定資産合計	655,263		
固定資産合計	1,672,343		
資 産 合 計	2,164,343	負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	2,164,343

6 事業別予定収入明細書

令和4年4月1日～令和5年3月31日

(単位:千円)

会 計 名	収入合計	内 訳				
		事業収入	受託料収入	補助金収入	雑収入	その他収入
公益目的事業会計	1,155,905	3,433	809,999	68,957	1,038	272,478
福祉啓発等 事業収入	8,957	-	-	8,957	-	-
しあわせの村公益 事業収入	459,724	3,433	447,855	-	1,038	7,398
要介護認定調査 事業収入	316,400	-	316,400	-	-	-
運営指 導収入	29,995	-	29,995	-	-	-
こうべ医療者応援 ファンド事業収入	325,080	-	-	60,000	-	265,080
長寿祭事業収入	5,300	-	5,300	-	-	-
児童館事業収入	10,449	-	10,449	-	-	-
収益事業等会計	491,841	228,567	261,531	-	1,743	-
しあわせの村収益 事業収入	439,041	175,767	261,531	-	1,743	-
太山寺 事業収入	52,800	52,800	-	-	-	-
法人会計	40,244	-	-	38,493	1,751	-
法人管理収入	40,244	-	-	38,493	1,751	-
合 計	1,687,990	232,000	1,071,530	107,450	4,532	272,478

7 事業別予定支出明細書

令和4年4月1日～令和5年3月31日

(単位:千円)

会計名	支出合計	内 訳		
		人件費	物件費	その他
公益目的事業会計	1,246,491	524,039	407,219	315,233
福祉啓発等事業支出	25,896	21,196	4,700	-
しあわせの村公益事業支出	506,908	190,875	315,880	153
要介護認定調査事業支出	327,949	263,977	63,972	-
運営指導事業支出	33,999	27,299	6,700	-
こうべ医療者応援ファンド事業支出	329,521	4,441	10,000	315,080
長寿祭事業支出	12,589	7,289	5,300	-
児童館事業支出	9,629	8,962	667	-
収益事業等会計	472,521	81,533	265,759	125,229
しあわせの村収益事業支出	320,979	75,236	245,743	-
太山寺事業支出	37,554	6,297	20,016	11,241
サン舞子マンション事業支出	101,450	-	-	101,450
法人税等支出	12,538	-	-	12,538
法人会計	35,316	9,672	25,644	-
法人管理支出	35,316	9,672	25,644	-
合計	1,754,328	615,244	698,622	440,462

VI 令和3年度主要事業計画・実績比較表

事業名	計画	実績	備考
しあわせの村入村者数	195 万人	168 万人	
要介護認定調査件数	37,344 件	35,289 件	
平磯児童館来館者数	5,500 人	5,733 人	
保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺利用者数	174 千人	149 千人	新型コロナの影響で閉館期間あり 新型コロナの影響で休業期間、時短期間あり

Ⅶ 主要事業の推移 (令和元年度～令和3年度)

事業名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考
しあわせの村				
入村者数	186 万人	159 万人	168 万人	
施設利用者数	106 万人	58 万人	71 万人	
宿泊者数	64,671 人	16,115 人	23,668 人	新型コロナの影響で休業期間あり
研修館利用者数	93,143 人	41,801 人	41,960 人	新型コロナの影響で休業期間、時短期間あり
温泉利用者数	203,488 人	122,420 人	133,341 人	新型コロナの影響で休業期間、時短期間あり
屋内運動施設利用者数	282,192 人	118,715 人	175,516 人	新型コロナの影響で休業期間、時短期間あり
屋外運動施設利用者数	419,194 人	277,131 人	333,970 人	新型コロナの影響で時短営業あり
入村車両数	149 万台	129 万台	137 万台	
しあわせの村まつり来場者数	26,000 人	中止	中止	新型コロナの影響で中止
こうべ福祉・健康フェア来場者数	18,000 人	1,460 人	中止	新型コロナの影響で中止
リサイクルバザー来場者数	55,000 人	中止	-	ユニバーサルフェスタの中で福祉施設バザーとして実施
こころのアート展来場者	8,400 人	3,852 人	2,893 人	
こうべユニバーサルデザインフェア来場者数	中止	中止	1,800 人	ユニバーサルフェスタと改め実施
ふれあい体験参加者数	2,639 人	1,069 人	808 人	ユニバーサル体験学習と改め実施
神戸市シルバーカレッジ在校生・卒業生ボランティア活動参加者数	46,784 人	19,127 人	20,511 人	
要介護認定調査件数	32,522 件	32,773 件	35,289 件	
こうべ長寿祭参加者数	2,752 人	396 人	中止	新型コロナの影響で中止
平磯児童館来館者数	7,432 人	5,323 人	5,733 人	新型コロナの影響で閉館期間あり
保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺利用者数	241,599 人	147,999 人	149,264 人	新型コロナの影響で休業期間、時短期間あり

参 考 資 料

所管施設の概要

しあわせの村（指定管理施設を掲載） 所在地 神戸市北区しあわせの村1番 敷地面積 約 205 ha	
宿泊施設	
宿泊館（総合センター）	
開設日	平成元年4月26日
規模	延床面積 約 8,685 m ² , 7階建
施設内容	客室 49室, 宿泊定員 148名, 会議室, 大広間
たんぼぼの家（婦人交流施設）	
開設日	平成5年4月22日
規模	延床面積 約 5,800 m ² 4階建
施設内容	客室 22室, 宿泊定員 68名, 多目的ホール, セミナー室, ワークスペース, 大広間
野外活動センターあおぞら	
開設日	平成5年4月22日
規模	延床面積 約 4,900 m ² 2階建
施設内容	客室 18室, 宿泊定員 228名, 多目的室, クラフト室
保養センターひよどり（多目的ショートステイ施設）	
開設日	平成元年9月1日
規模	延床面積 約 2,955 m ²
施設内容	客室 23室, 宿泊定員 70名, 会議室, 大広間
研修館（総合センター）	
開設日	平成元年4月26日
規模	延床面積 約 1,730 m ²
施設内容	ホール, 大会議室, 小会議室, 研修室, 料理教室
温泉健康センター	
開設日	平成元年4月26日
規模	延床面積 約 8,500 m ²
施設内容	温泉, プール, 体育館, トレーニングジム
神戸市シルバーカレッジ	
開設日	平成5年9月21日
規模	延床面積 約 6,000 m ² 2階建
施設内容	教室, 多目的ホール, ラーニングセンター等
定員	1,260名（1学年 420名）
屋外施設	
テニスコート	
開設日	昭和62年11月1日
施設内容	センターコート1面, 一般コート15面, 面積 約 3.6 ha
アーチェリー場	
開設日	昭和62年11月1日
規模	27的, 面積 約 0.6 ha
運動広場	
開設日	昭和63年9月1日
規模	約 2.4 ha
芝生広場	
開設日	昭和63年9月1日
規模	約 7 ha
日本庭園	
開設日	平成元年4月26日
規模	約 1.4 ha
施設内容	築山, あづまや, 茶室, 池, 水舞台など
ローンボウルス場	
開設日	平成元年4月26日
規模	10レーン, 面積 約 0.5 ha

屋外施設	
テントキャンプ場	
開設日	平成5年4月22日
規模	面積 約 0.55 ha
施設内容	宿泊 20 サイト(120名) , 日帰り 5 サイト (50名)
オートキャンプ場	
開設日	平成7年7月15日
規模	面積 約 2.5 ha
施設内容	普通車サイト 32 , キャンピングカーサイト 13
デイキャンプ場	
開設日	平成7年7月15日
規模	面積 約 1.0 ha
施設内容	炉付きテーブル 18 卓, 炊事棟2棟, 野外炉
薬草園・果樹園	
開設日	平成元年4月 (平成5年3月31日 薬草園開設)
規模	面積 約 0.8 ha
施設内容	薬草・薬木約 200 種, 果樹
馬事公苑	
開設日	平成5年7月9日
規模	クラブハウス 約 970 m ² 馬場 約 9,600 m ² 敷地面積 約 3.4 ha
トリム園地	
開設日	平成7年7月15日
規模	面積 約 2.0 ha
施設内容	健康遊具, 船, タル, ステップ, イカダ, 迷路など
球技場	
開設日	平成12年7月20日
規模	面積 約 2.0 ha
施設内容	サッカー, グラウンドゴルフ, ゲートボール, ソフトボールなど
農園	
開設日	平成元年4月
規模	面積 約 0.3 ha
施設内容	ユニバーサル農園 (平成14年5月21日開設) など
ボウケンノモリ	
開設日	令和元年11月30日
規模	面積 約 418 m ²
施設内容	屋外遊具 ツリートップアドベンチャー, ルーフトップアドベンチャー 屋内プレイルーム モリノアソビバ
平磯児童館	
開設日	昭和48年5月10日
所在地	神戸市垂水区平磯1丁目2番5号 垂水年金会館 3階
規模	面積 190m ²
保養センター太山寺	
開設日	昭和55年11月1日 (平成8年12月1日改修, 平成22年12月1日改修)
所在地	神戸市西区伊川谷町前開270番地の1
規模	鉄筋コンクリート造 瓦葺2階建 延床面積 1,959.99m ² 敷地面積 3,599.02m ²
施設内容	客室 16室 (宿泊定員 64 名) 浴室2, 介護浴室1
ラジウム温泉太山寺	
開設日	昭和62年4月6日 (平成6年10月1日増改築, 平成22年12月1日改修)
所在地	神戸市西区伊川谷町前開273番地の1
規模	鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 1,423.34m ² 敷地面積 4,037.56m ²
施設内容	浴場2, 介護浴室1